

# 第1回 浅科支所複合施設整備検討委員会次第

日 時：平成30年1月30日（火）

午後2時30から

場 所：浅科支所 2階 ホール西

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 浅科支所複合施設整備検討委員会について
- 6 会長及び副会長の選出について

会 長：.....

副会長：.....

- 7 会議事項
  - (1) 佐久市公共施設等総合管理計画の概要について
  - (2) 浅科支所複合施設整備事業（案）について
- 8 その他
  - (1) 今後のスケジュール等について
    - ・ 住民説明会の開催等について
- 9 閉 会

## (別紙) 浅科支所複合施設整備検討委員会 委員名簿

任期 H31.3.31まで

区分	氏名	住所	備考
委員	まるやま かずゆき 丸山 和之	佐久市塩名田	塩名田区 長
委員	まちだ とよあき 町田 豊秋	佐久市御馬寄	御馬寄区 長
委員	やまうち のりお 山浦 憲生	佐久市御馬寄	駒寄区 長
委員	やまぎし あきお 山岸 明雄	佐久市甲	上原区 長
委員	よだ きみお 依田 君雄	佐久市甲	中原区 長
委員	いで ともやす 井出 智康	佐久市甲	下原区 長
委員	わか な ひろし 若菜 弘志	佐久市桑山	八幡区 長
委員	まつざわ たけし 松澤 武志	佐久市八幡	御牧原区 長
委員	たけうち ひろお 竹内 博生	佐久市矢嶋	矢嶋区 長
委員	やまだ ひでお 山田 英雄	佐久市御馬寄	中津地区公民館運営委員代表者
委員	うすい まこと 碓氷 誠	佐久市甲	甲地区公民館運営委員代表者
委員	こまつ せいぞう 小松 聖三	佐久市蓬田	南御牧地区公民館運営委員代表者
委員	いわまつ 岩松 ますみ	佐久市塩名田	浅科会館利用団体等代表者
委員	こやま きよ 小山 作代	佐久市蓬田	浅科福祉センター利用団体等代表者
委員	はるはら あきお 春原 晃夫	佐久市三塚	浅科商工会代表者
委員	さとう かずお 佐藤 和夫	佐久市塩名田	学識経験者
委員	なかざわ ひょうえ 中澤 兵衛	佐久市甲	学識経験者
委員	まつだ かつお 松田 勝夫	佐久市八幡	学識経験者
委員	まるやま きはちろう 丸山 紀八郎	佐久市塩名田	学識経験者

浅科支所複合施設整備検討委員会設置要領

(設置)

第1条 浅科支所、浅科会館及び浅科福祉センターの複合施設の整備に関し、地域が一体となり必要事項を検討するため、浅科支所複合施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、浅科支所複合施設の整備に関し、調査及び検討を行い、必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 浅科地区の各区長
- (2) 浅科地区の各地域公民館の代表者
- (3) 浅科会館及び浅科福祉センターの利用団体等の代表者
- (4) 浅科商工団体の代表者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域局浅科支所において処理する。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 1 月 30 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## 佐久市審議会等の会議の公開に関する指針

(平成 23 年 4 月 21 日決裁)

## 第 1 目的

この指針は、佐久市における審議会等の会議を公開することにより、市政に対する市民参加を促進するとともに、会議の公平性の確保と透明性の向上を図ることにより、市民との協働の推進及び開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第 2 公開の対象

この指針において「審議会等」とは、次に掲げる機関とし、公開の対象とする会議は、当該機関の会議とする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により市長その他の執行機関に設置される附属機関
- (2) 附属機関に準じる機関で、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、条例、規則、要綱等により市長その他の執行機関に設置されるもの

## 第 3 会議の公開

審議会等の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、公開しないこととする。

- (1) 法令若しくは条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、佐久市情報公開条例(平成 17 年佐久市条例第 15 号。)第 5 条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

## 第 4 非公開の決定

1 審議会等の会議を非公開とする場合は、第 3 の (1) 又は (2) の規定に該当するものを除き、次のいずれかの方法によって決定するものとする。

- (1) 会議における議決
- (2) その他審議会等が定める方法

2 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。

3 審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、公開しない理由を明らかにしなければならない。

## 第5 会議開催の公表

- 1 審議会等の所管課等（以下「所管課」という。）は、公開する会議を開催するときは、当該会議開催日の前7日までに、次に掲げる事項を佐久市ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
  - (1) 会議の名称
  - (2) 開催日時
  - (3) 開催場所
  - (4) 会議の議題
  - (5) 傍聴者の定員
  - (6) 問い合わせ先
- 2 広報広聴課は、必要に応じ、報道機関への情報提供その他の広報手段により周知に努めるものとする。

## 第6 会議の公開方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴希望者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 所管課は、あらかじめ公開する会議において傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- 3 傍聴希望者は、会議開催時刻の15分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第1号）を提出し、所定の手続きを取るものとする。
- 4 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- 5 審議会等の長は、公開に当たり会議が公平かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は、審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 6 審議会等の長は、傍聴者が第8の遵守事項に従わないときは、会場からの退席を命じることができる。
- 7 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち、第3の規定に該当し非公開とされた資料を除く。

## 第7 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

## 第8 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

## 第9 会議録の作成

- 1 所管課は、会議の終了後1ヶ月以内に会議録を作成するものとする。
- 2 作成した会議録は、第3の規定により非公開とされたものを除き、会議資料とともに公表するものとする。なお、一部非公開としたものについては、その理由を明記するものとする。
- 3 公表は、佐久市ホームページへの掲載等により、一般の利用に供するものとする。

## 第10 審議会等取扱簿の作成

- 1 所管課は、審議会等取扱簿（様式第2号）を作成するものとする。
  - (1) 審議会の名称
  - (2) 設置根拠
  - (3) 設置目的又は趣旨
  - (4) 設置年月日
  - (5) 委員の氏名及び区分
  - (6) 所管課
  - (7) その他公表に必要な事項
- 2 所管課は、作成した審議会等取扱簿を佐久市ホームページへの掲載等により、一般の利用に供するものとする。

### 附 則

#### 1 施行期日

この指針は、平成23年4月21日から施行する。

#### 2 経過措置

この指針の施行に関し、必要な会議の公開の可否の決定その他の手続きは、施行日前においても行うことができる。

様式第1号 (第6関係)

傍聴希望者受付用紙

受付番号	氏名	住所

様式第2号 (第10関係)

審議会等取扱簿

会の名称	
設置根拠	
設置目的・趣旨	
設置年月日	
所管課	
その他	

委員名簿

任期 年 月 日から 年間

役職	氏名	所属団体等

## 審議会等取扱簿

会の名称	佐久市〇〇審議会
設置根拠	佐久市〇〇条例
設置目的・趣旨	この審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、答申を行います。 1 〇〇の策定に関すること 2 〇〇の調査及び研究に関すること
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
所管課	〇〇部〇〇課〇〇係 電話 0267-62-〇〇〇〇 ファックス 0267-63-〇〇〇〇
その他	

## 委員名簿

任期 年 月 日から 年間

役職	氏名	所属団体等
会長	〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部教授
副会長	△△ △△	〇〇連絡協議会
委員		〇〇団体
委員		公募
委員		NPO法人 〇〇の会 代表
		(あて職でない限り所属団体を記載)

# 『佐久市公共施設等総合管理計画』 について

【H30.1.30浅科支所複合施設整備検討委員会】



平成30年1月



佐久市



# 公共施設等総合管理計画とは

- ▶ **公共施設等**（**公共建築物**及び**ビーンフラ資産**）の老朽化対策が全国的にも大きな課題
- ▶ 今後、人口減少、少子高齢化の進行などに伴う利用需要の変化を踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、**適正な量や配置**を検討し、長期的な視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する「**公共施設等総合管理計画**」が必要
- ▶ 佐久市では以下の3つの内容をまとめて佐久市版の「**公共施設等総合管理計画**」として策定

## 公共施設等総合管理計画

適正な供給量や配置を検討し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進

### 公共施設白書

市や公営企業が保有する施設について、**機能**や**配置**状況、管理運営**コスト**などの実態を把握し、市民に公表

### 公共施設マネジメント基本方針

（一部改定）

### 公共施設等総合管理計画基本方針

公共施設等の総合的な管理における**市の基本的な考え方**

### 公共施設最適化推進方針

公共施設の更新財源確保に向けた取組を着実に推進するため**目標を設定**、各施設の特性を踏まえた**具体的な取組方策**と**施設分類別の今後の方向性**を示す

# 佐久市にある公共施設

## 対象施設

区分	大分類	中分類	主な施設
公共建築物	行政系施設	庁舎等 その他行政系施設	本庁舎、支所、出張所、駒場事務所など 防災備蓄庫、倉庫など 市民会館（公民館）、生涯学習センター、コミュニティセンター、あいどぴあ白田など
	市民文化系施設	集会施設 文化施設	佐久平交流センター、コスモホール、交流文化館浅科 近代美術館、旧中込学校資料館、天体観測施設、鎌倉彫記念館、天来記念館、望月歴史民俗資料館、五郎兵衛記念館、川村吾蔵記念館、歴史の里であいの館など
		資料館・博物館等 図書館	中央図書館、臼田図書館、浅科図書館、望月図書館、サングリモ中込図書館 総合運動公園陸上競技場、各体育館、柔剣道場、弓道場、屋内運動場、屋内ゲートボール場など
	社会教育系施設	スポーツ施設	ブラザ佐久、望月クラインガルテンなど
		レクリエーション施設 ・観光施設	国民宿舎もちづき荘、交流促進センターゆざわ荘、布施温泉、穂の香乃湯など 佐久市保健センター、浅科保健センター、臼田保健センターなど 佐久市療育支援センター、浅科ふれあいホームなど シルバークラウンパークの、シルバークラウンパークみつい、結いの家、あいどぴあ白田サービスセンター、浅科ダイサービスセンターなど
	保健・福祉施設	保育所	保育園
		児童・児童施設 学校	児童館、子ども未来館、サングリモついでいの広場 小学校、中学校
	子育て支援施設	その他教育施設	給食センター
		市営住宅	公営住宅・改良住宅・特定公共賃貸住宅・厚生住宅・その他住宅 道の駅ほつとばーく浅科、佐久高等職業訓練校、野沢商店街コミュニティセンター、堆肥製産センター、望月土づくりセンターなど
	学校教育系施設	産業系施設	内山診療所、浅科診療所、布施診療所
医療施設		平尾山公園、駒場公園、市民交流ひろばなど	
公園	公園	公衆トイレ、駐輪場、教職員住宅など	
	その他		



# 佐久市にある公共施設

区分	大分類	中分類	主な施設
インフラ施設	道路	道路	市道、農道、林道
	橋りょう	橋りょう	橋りょう
	国保浅間総合病院	国保浅間総合病院	浅間総合病院、鳴瀬診療所など
公営企業施設	下水道	下水道	下水管、下水道管理センターなど



# 公共施設の保有量 [H28.3末現在]

- ▶ 公共建築物の延床面積は**44.9万㎡**  
(東京ドーム約**9.6**個分の広さ)
- ▶ 学校が**36.91%**、市営住宅の**14.04%**
- ▶ 両施設で約2分の1

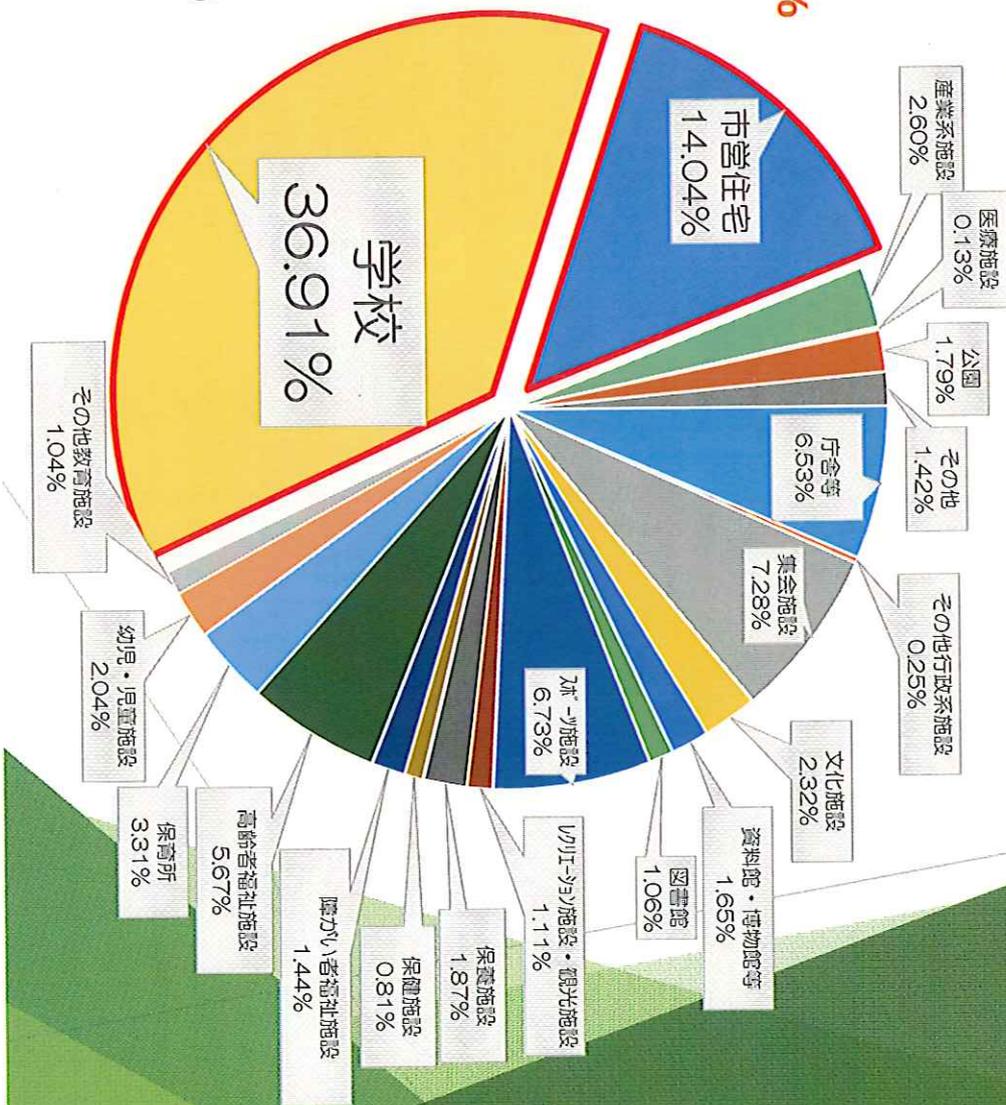
1人当たり建築物延床面積

佐久市	全国平均※
4.52㎡	3.42㎡

※「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」  
(東洋大学、H24)による

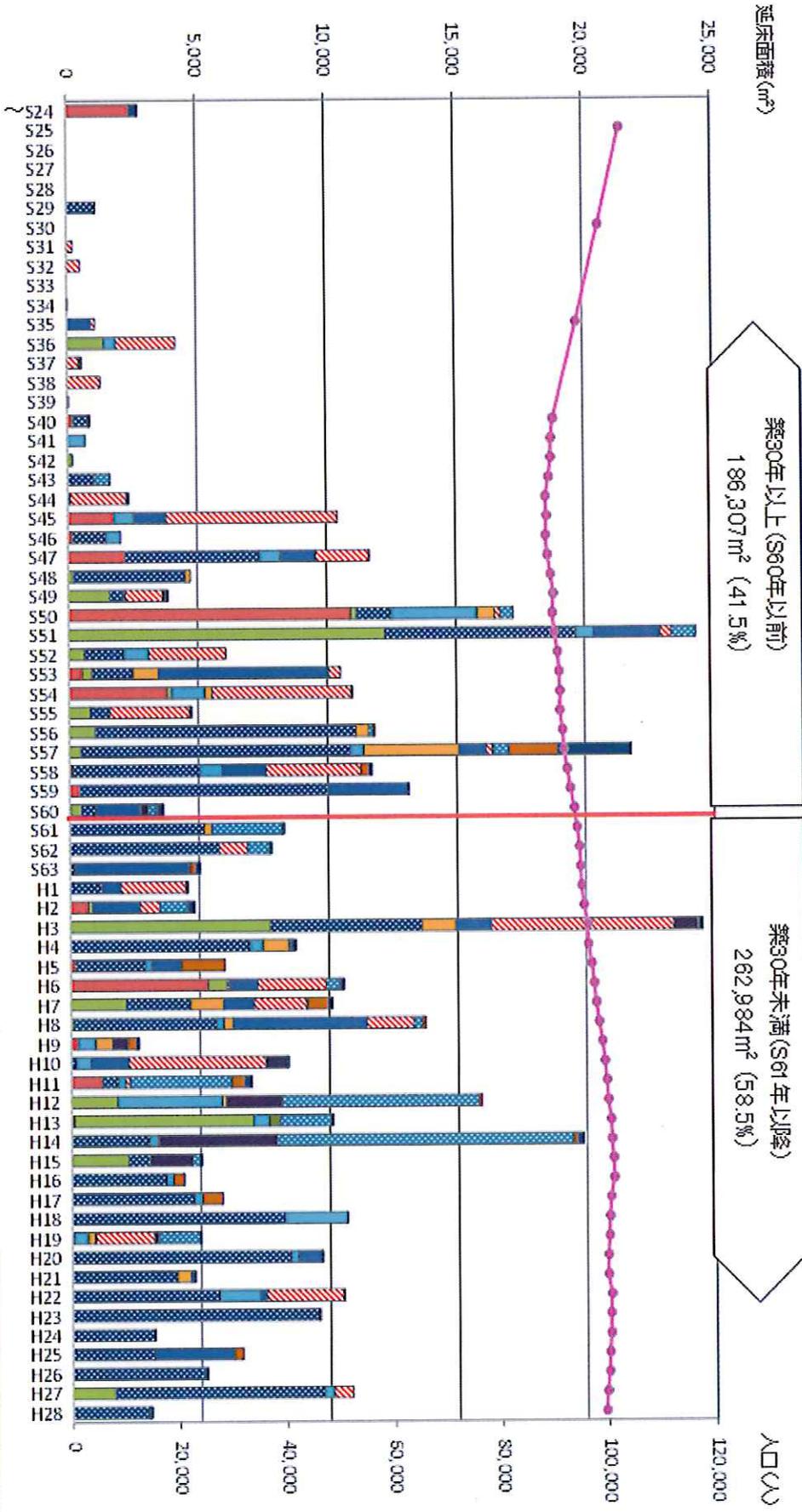
現在本市の保有するインフラ施設

- ▶ 道路 **2,048km**  
(東京ー佐久平の約6往復分の距離)
- ▶ 橋りょう **741橋**
- ▶ 農道・林道 **270km**



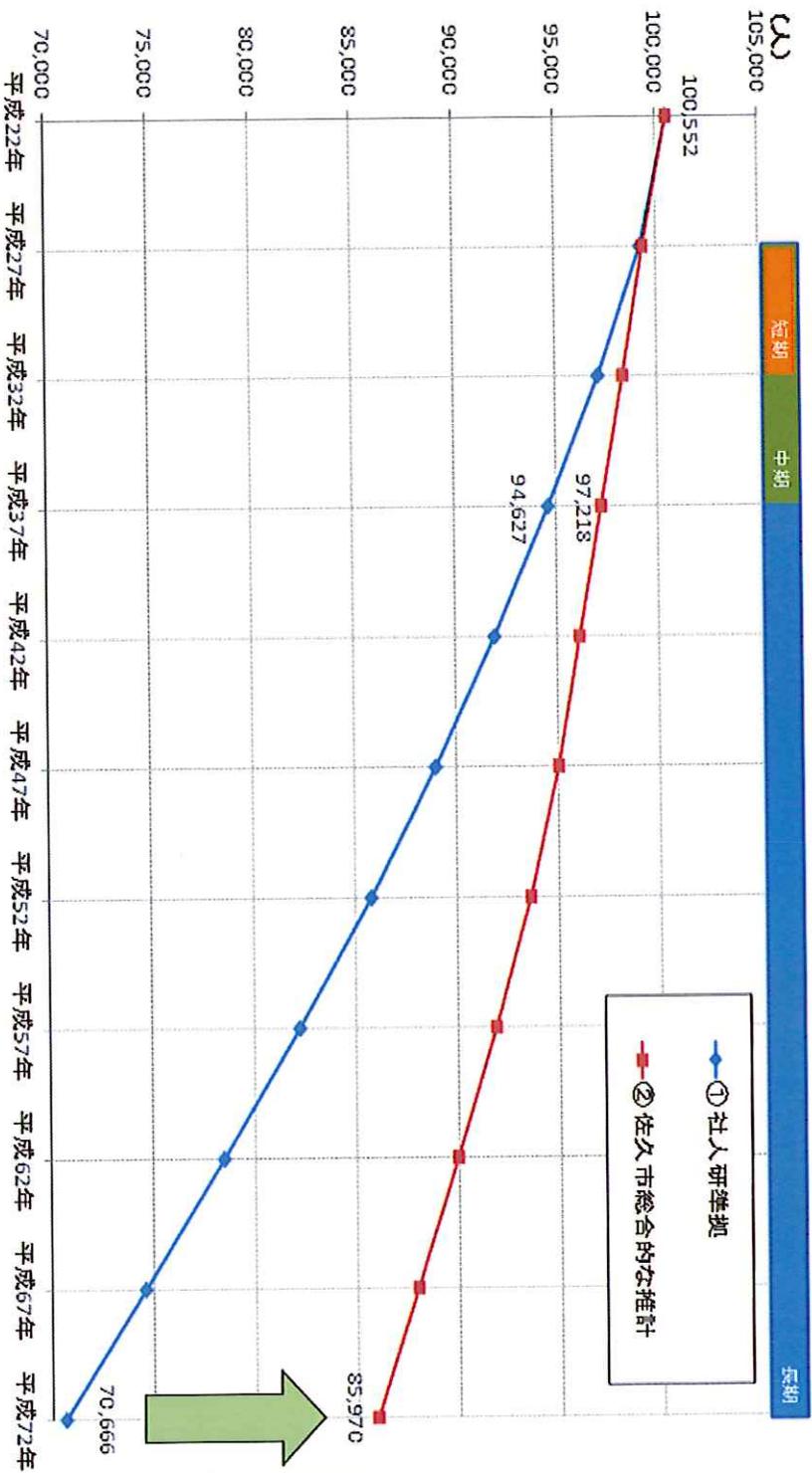


# 老朽化が進む公共施設



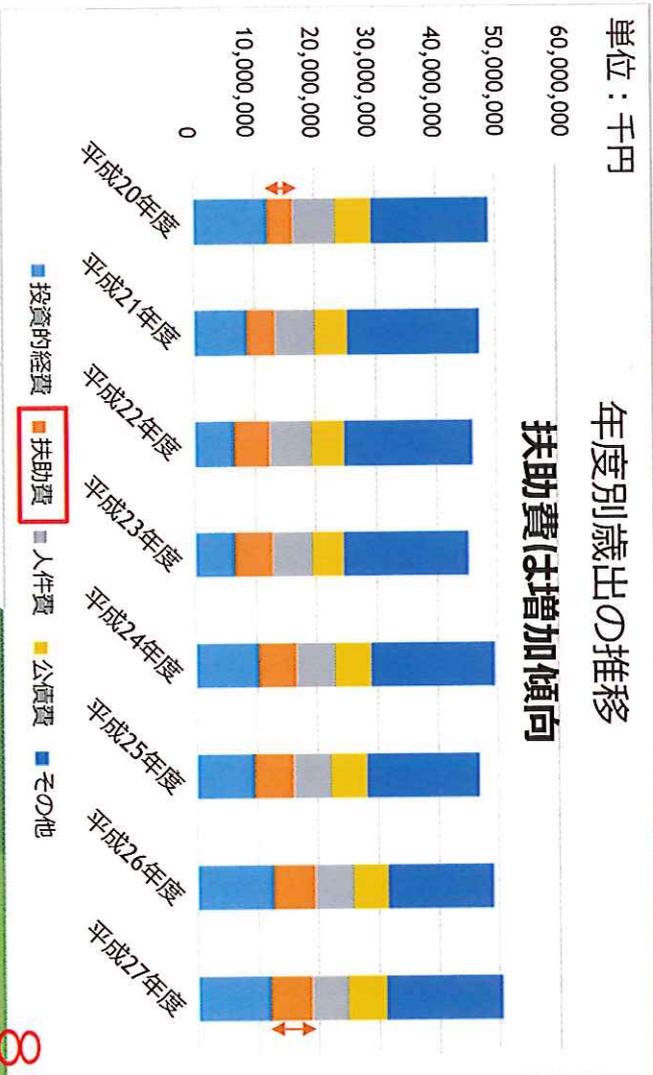
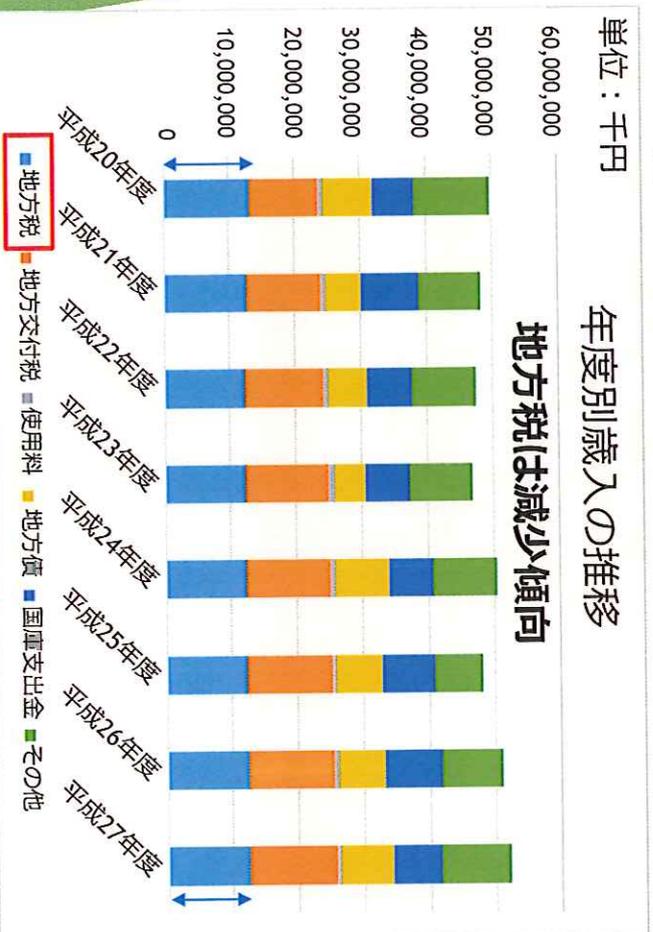
# で 減少していく人口

- ▶ 「佐久市人口ビジョン」では、人口の将来展望として、**平成72年に約86,000人**を目標としており、平成22年と比べ約14,000人の減少を見込んでおります。



# 厳しさを増す財政

- ▶ **歳入**全体としては増加傾向にありました。ただし、合併特別措置の終了により、今後、**地方交付税**が**減少**することが見込まれます。また、**地方税**は平成20年度をピークに**減少**傾向にあります。
- ▶ **歳出**をみると、**扶助費**は年々**増加**をしており、今後も高齢化に伴い、この傾向が続くと見込まれます。

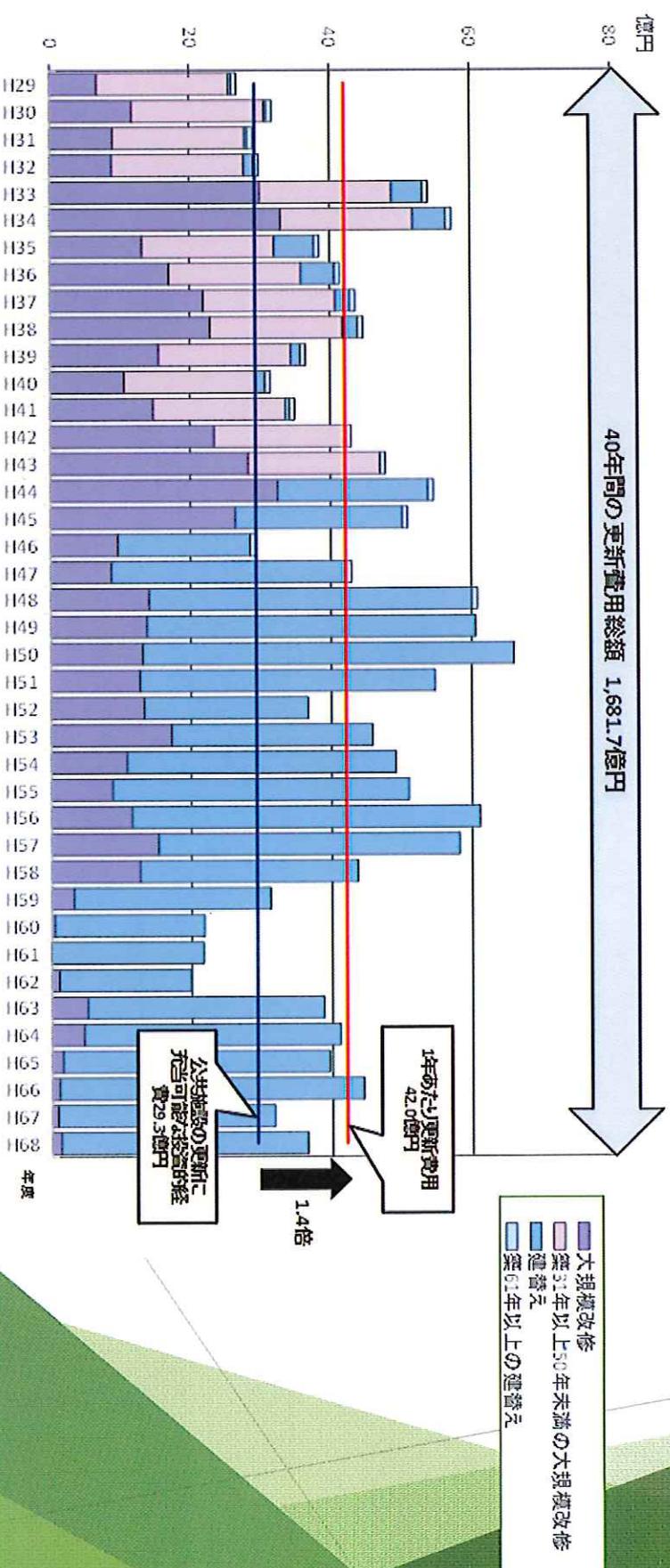




# 公共建築物の将来更新費用

本市の保有する公共建築物 44.9万㎡すべてを維持し続けると

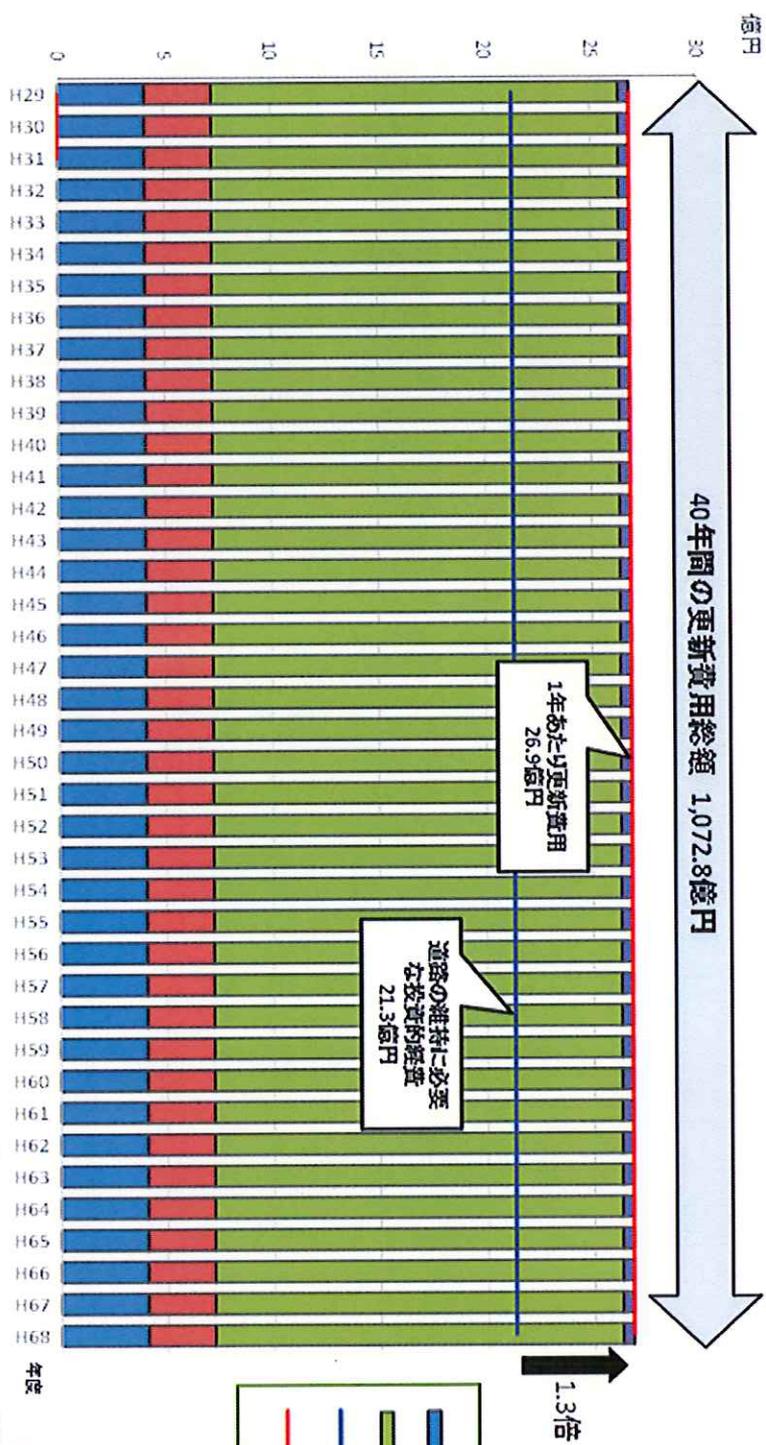
- ▶ 今後40年間にかかる改修・更新費**1,681.7億円** (年間**42.0億円**)
- ▶ 更新に充当可能な投資的経費と見込む**29.3億円**と比べ、**1.4倍必要**



# 道路の将来更新費用

本市の保有する道路2,049kmすべてを維持し続けると

- ▶ 今後40年間にかかる改修・更新費**1,072.8億円**（年間**26.9億円**）
- ▶ 道路の維持に必要な投資的経費と見込む**21.3億円**と比べ、**1.3倍必要**

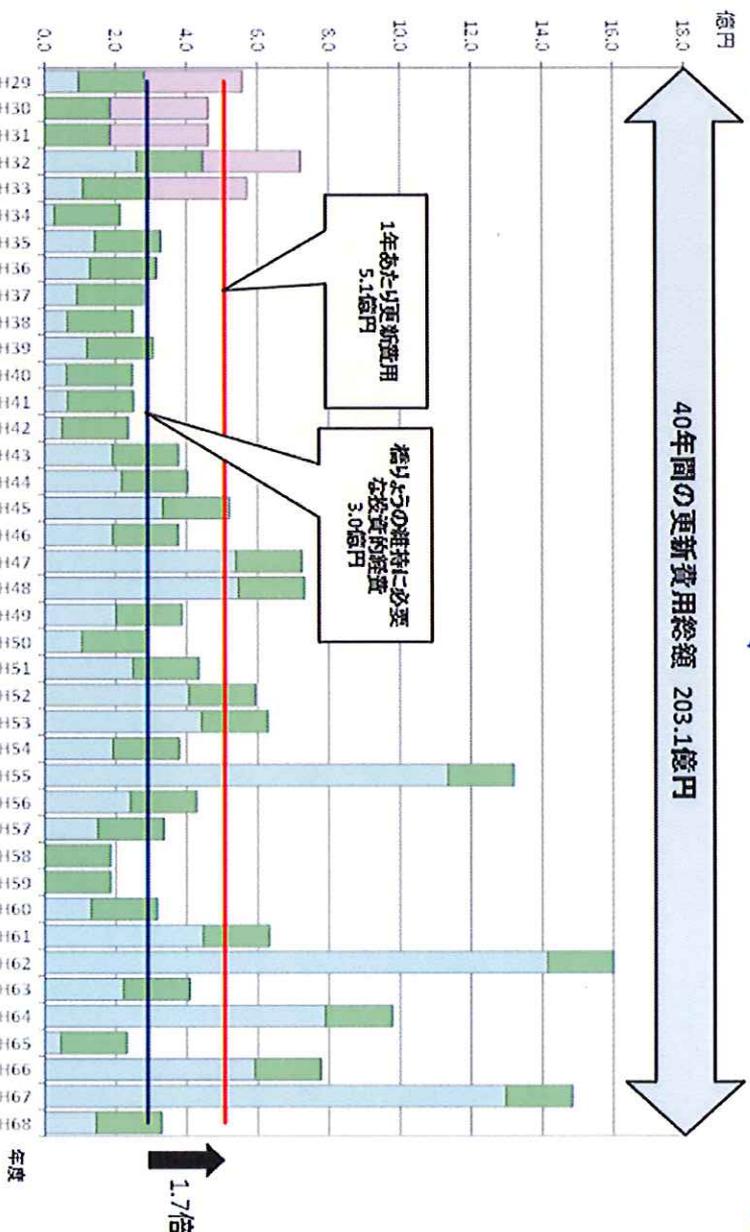


- 1級市道
- 2級市道
- その他市道
- 自転車歩行者道
- 道路の更新へ充当可能な財源(1年あたり平均額)
- 1年あたり更新費用

# 橋りょうの将来更新費用

本市の保有する橋りょう741橋すべてを維持し続けると

- ▶ 今後40年間にかかる改修・更新費**203.1億円**（年間**5.1億円**）
- ▶ 橋りょうの維持に必要な投資的経費と見込む**3.0億円**と比べ、**1.7倍必要**

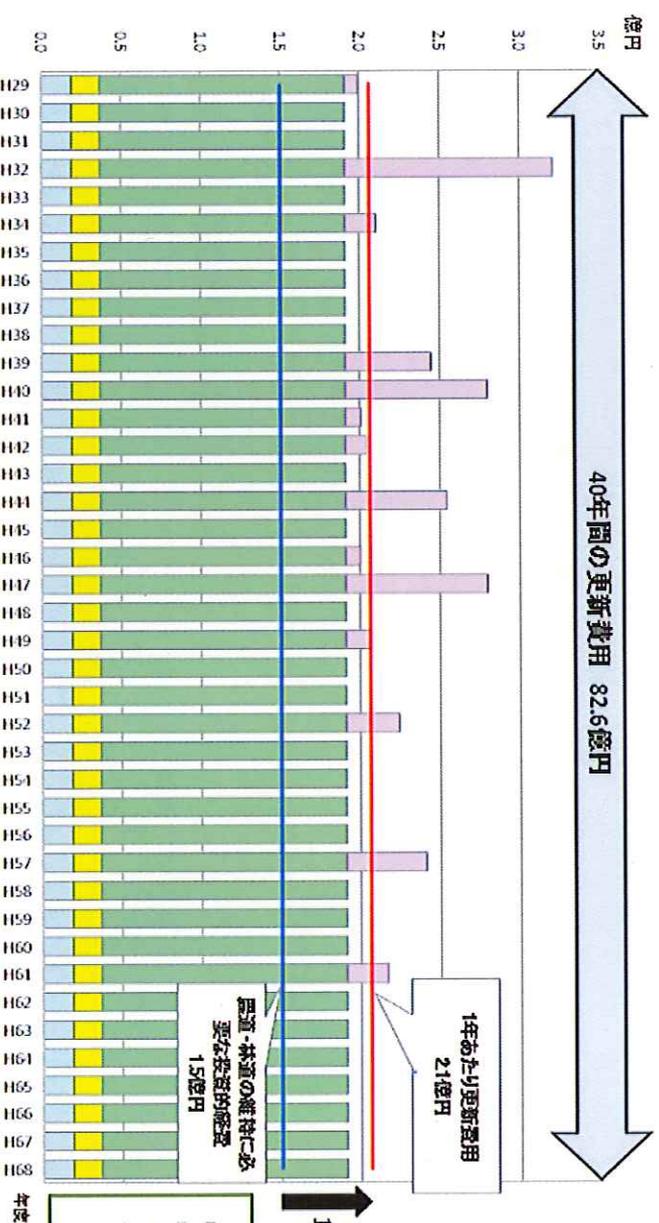


■ 耐用年数超え整備  
 ■ 年度不明整備  
 □ 年度更新整備

# 農道・林道の将来更新費用

本市の保有する農道・林道270kmすべてを維持し続けると

- ▶ 今後40年間にかかる改修・更新費**82.6億円**（年間**2.1億円**）
- ▶ 橋りよりの維持に必要な投資的経費と見込む**1.5億円**と比べ、**1.4倍必要**



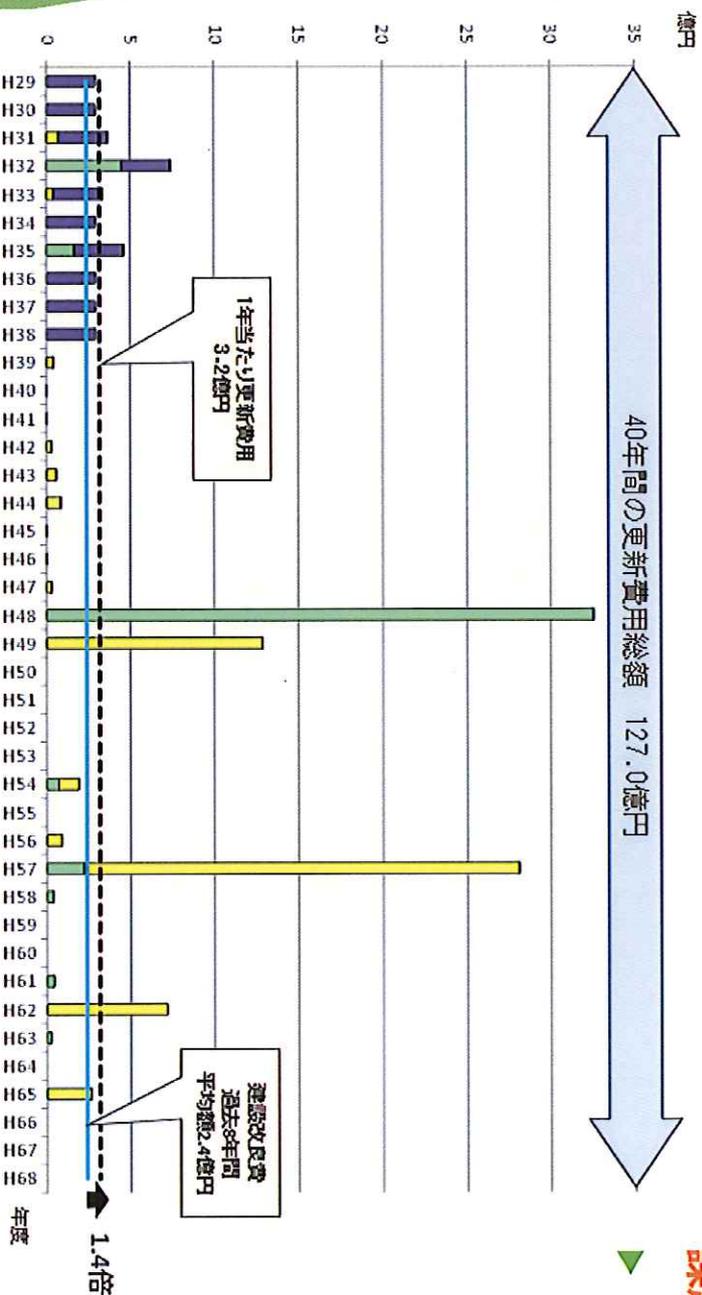
## 課題

- ▶ 今後、人口の減少や少子高齢化が進み、**扶助費など社会保険関連経費の増加**が想定される
- ▶ **全ての公共施設を将来にわたり維持する経費を確保し続ける**ことは、**極めて難しい**

# 公営企業会計施設（病院）の将来更新費用

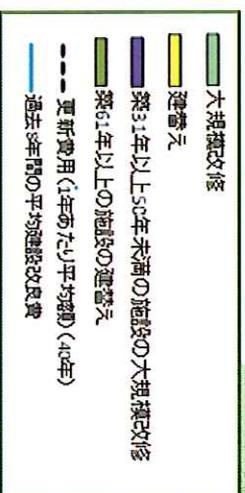
国保浅間総合病院事業において保有する施設 27,919㎡すべてを維持し続けると

- ▶ 今後40年間で必要な改修・更新費 **127.0億円**（年間3.2億円）
- ▶ 過去8年間の建設改良費平均額2.4億円と比べ、**1.4倍必要**



## 課題

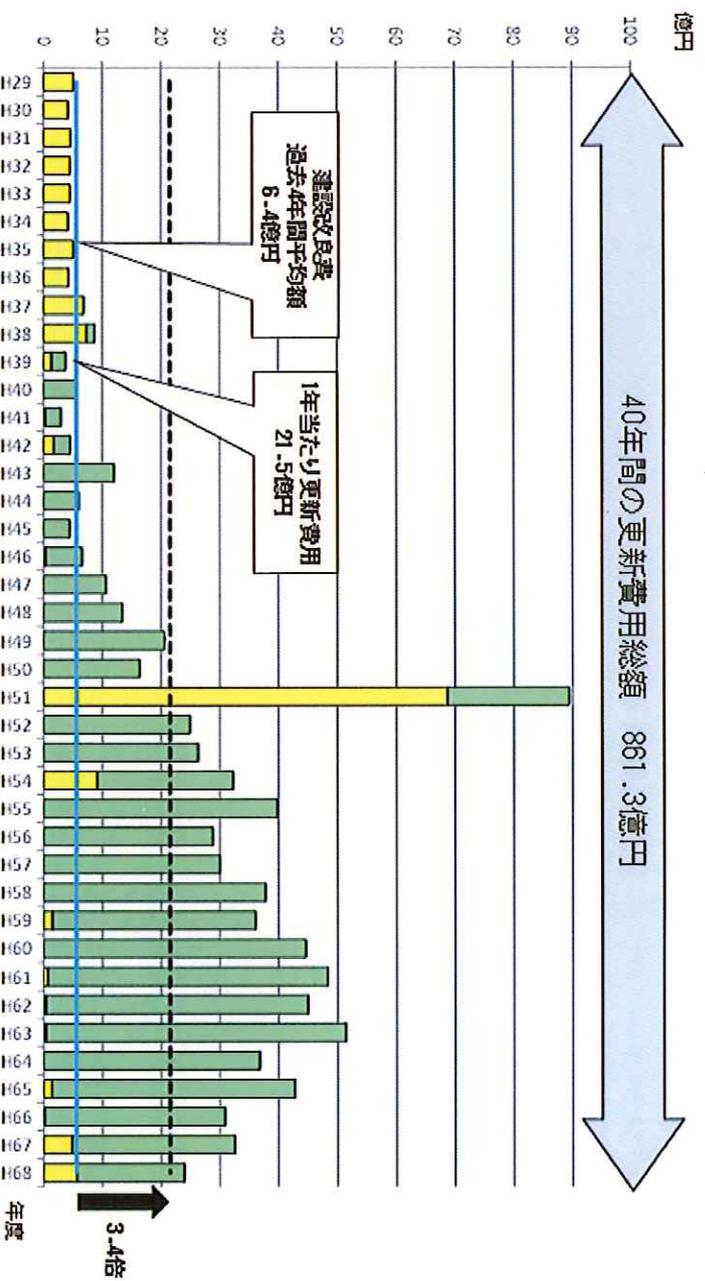
▶ 人口減少や更新費用などの課題に対応する「病院改革プラン」を策定する中で、**病床数や施設規模の適正を図る**など、長期的な健全経営を進めることが必要



# 公営企業会計施設（下水道）の将来更新費用

下水道事業において、保有する施設29,284㎡、管渠689kmをすべてを維持し続けると

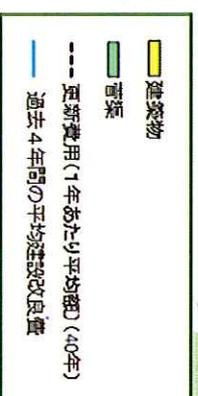
- ▶ 今後40年間で必要な改修・更新費 **861.3億円**（年間21.5億円）
- ▶ 過去4年間の建設改良費平均額6.4億円と比べ、**3.4倍必要**



## 課題

- ▶ 経営戦略を策定する中で、**経営基盤強化と財政マニジメント**の向上に取り組む

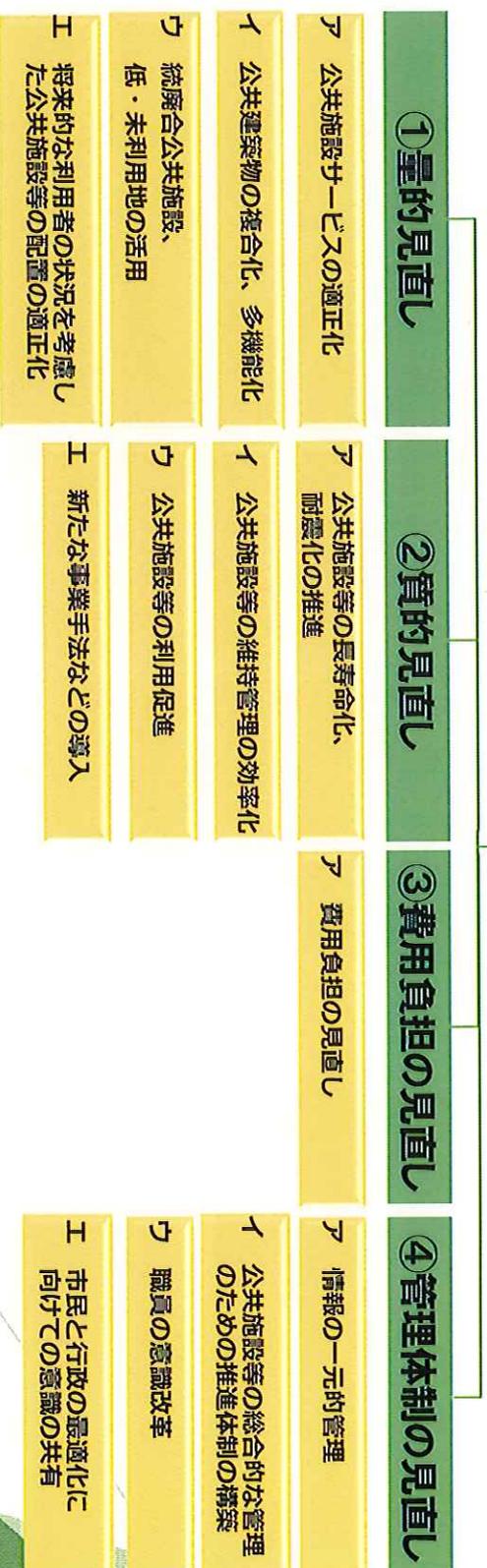
- 未接続世帯の解消
- 生活排水処理施設のさらなる統廃合



# 公共施設等総合管理基本方針

- ▶ 今後の公共施設マネジメントの推進にあたり、公共サービスのあり方を検証し、**公共施設の保有量やサービスの質、費用負担などを見直し、適正化を考えることが重要**
- ▶ その上で、保有すべき公共施設を**適切に管理運営する体制や仕組の構築**が重要

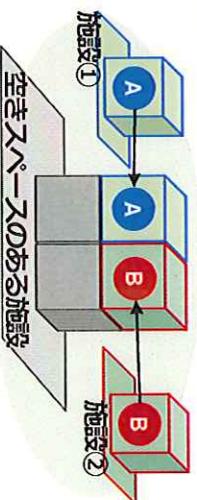
## 公共施設等の総合的な管理のための基本方針





# 公共施設の最適化の取組例

## 例1 複合化・ 多機能化

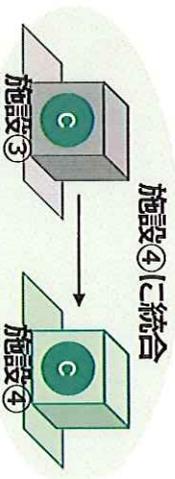


1つの施設で異なる複数のサービスが提供されることで、新たな価値が生まれ、サービスの向上が期待できます。

行政系施設  
集会施設  
保養施設  
学校

など

## 例2 統合(低・未利 用地の活用)

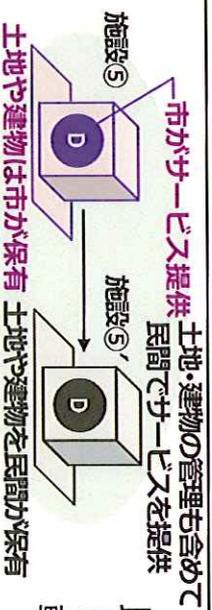


利用率の低い施設などについて、近隣施設にある同種の公共サービスと統合することで、土地や建物の有効活用が期待できます。

行政系施設  
集会施設  
スポーツ施設  
保養施設  
保育所、学校

など

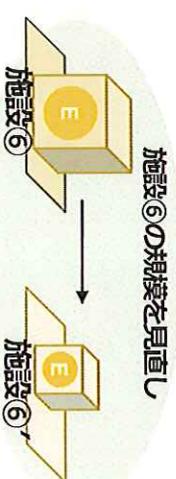
## 例3 新たな事業手法 (民間活力導入)



民間事業者のノウハウを活用したサービス向上やコストの軽減が期待できます。

集会施設、スポーツ施設、レクリエーション・観光施設、保養施設、障がい者福祉施設、高齢者福祉施設、保育園、幼児・児童施設、市営住宅、産業系施設  
など

## 例4 サービスの 適正化



利用状況などの変化に対応して適切なサービスに見直すことで、コストの軽減が期待できます。

資料館・博物館等  
保健施設、障がい者福祉施設  
高齢者福祉施設  
幼児・児童施設  
その他教育施設  
市営住宅

など

# 公共施設を最適化するための数値目標

- ▶ 「最適化推進方針」は、これまで公共施設マネジメントに取り組む中で明らかになった課題を解決するため、公共施設の適正な維持管理や運営などについて、**各施設**の特性を踏まえた**具体的な取組方策**と、**中長期的な視点**による**施設分類別の今後の方向性**、**公共施設マネジメントの着実な推進**に向けた**仕組や考え方**を提示しています。

## 目 標

### 【全体目標】

今後40年間で約**840億円**  
(年間約**21.0億円**)の更新財源を確保

#### 【公共建築物の目標】

- ・ 集約、複合などによる面積の削減
- ・ 効率化によるコスト削減
- ・ 新たな財源の確保など

#### 【インフラ施設の目標】

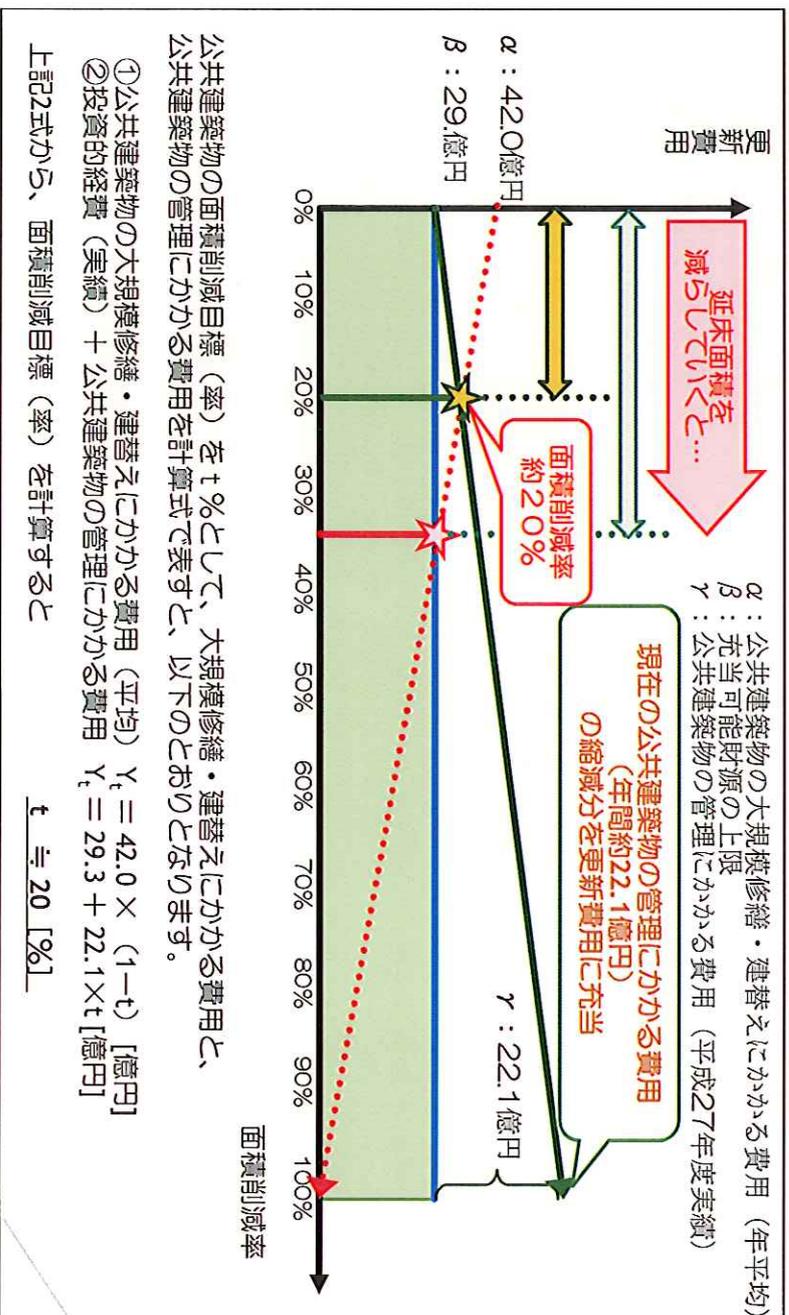
- ・ 適切な維持管理の実施
- ・ より慎重な新規整備
- ・ 更新の平準化など

#### 【公営企業会計施設の目標】

- ・ 病院改革プランや経営戦略に基づき、各事業会計の中で更新財源確保に向けた健全経営などの施策を推進

# 数値目標の設定根拠

- ▶ 現在公共建築物の管理に係っている費用(22.1億円)における縮減分を大規模修繕・建替えに係る費用に充てる場合、面積削減目標は、**およそ20%**となります。



# 施設分類別の今後のあり方

## 施設分類別の今後のあり方

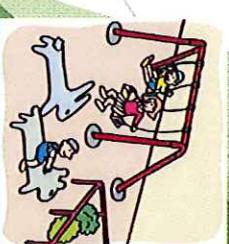
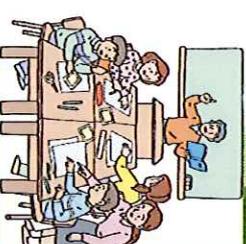
施設分類	保有数量	取組の方向性	数値目標(40年計)		
			面積削減	財源確保	
行政系施設	30,425㎡	市民にとって身近な施設となるよう、 <b>周辺施設との複合化</b> や <b>出張所の統合</b> などを行い、適正な施設規模とする	6,086㎡	34.4億円	
集会施設	32,705㎡	<b>近隣施設との統合</b> や <b>複合化</b> 及び <b>民間活力の導入</b> などにより、市民サービスの向上を図り、施設を有効利用する	6,541㎡	37.0億円	
文化施設	10,410㎡	市民サービスの向上を図りつつ、人口動向や利用状況を踏まえて <b>規模を適正化する</b>	2,082㎡	11.8億円	
博物館等	7,397㎡	展示スペースの工夫などによって、サービスの向上を図るとともに、 <b>管理・運営の効率化を図るため民間活力を導入する</b>	1,479㎡	8.4億円	
図書館	4,745㎡	サービスの向上及び <b>管理・運営の効率化</b> を行う	949㎡	5.4億円	
公共建築物	7㎡	利用の少ない施設についてあり方を見直し、 <b>統合を行う</b> とともに、 <b>民間活力の導入</b> によるサービスの向上及び <b>管理・運営の効率化</b> を行う	6,045㎡	34.2億円	
	レジャー施設	30,224㎡			
	レジャー・レクリエーション施設	4,988㎡	サービスの向上を図ることを前提として、 <b>周辺市町村との連携</b> や、 <b>隣接施設との一体的な管理</b> を行う	998㎡	5.6億円
	観光施設	8,399㎡	<b>近隣にある同種の施設の統合</b> や <b>高齢者施設との複合化</b> 、 <b>積極的な民間化</b> によって経営状況を改善する	1,680㎡	9.5億円
保養施設	3,663㎡	市民の生活を支えるために必要な <b>保健・福祉サービス</b> を維持し、 <b>適正な施設規模と機能を見直す</b>	733㎡	4.2億円	
障がい者福祉施設	6,471㎡	障がい者の生活を支えるために必要な <b>福祉サービス</b> を維持し、 <b>適正な施設規模と機能を見直す</b> ほか、 <b>民間活力を導入する</b>	1,294㎡	7.3億円	
高齢者福祉施設	25,475㎡	高齢者の生活を支えるために必要な <b>福祉サービス</b> を維持し、 <b>適正な施設規模と機能を見直す</b> ほか、 <b>民間活力を導入する</b>	5,095㎡	28.8億円	



# 施設分類別の今後のあり方

## 施設分類別の今後のあり方

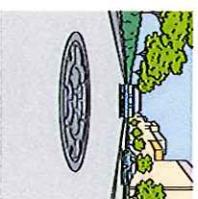
施設分類	保有数量	取組の方向性	数値目標(40年計)	
			面積削減	財源確保
保育所	14,862㎡ 今後の保育需要を踏まえ、 <b>統合を進めるとともに、民間活力を導入する</b>		2,972㎡	16.8億円
幼児・児童施設	9,191㎡ <b>子どもの福祉を支えるために必要な行政サービスを維持し、適正な施設規模と機能を見直すほか、民間活力を導入する</b>		1,838㎡	10.4億円
学校	165,845㎡ <b>将来の児童・生徒数に合わせて統廃合を進めるとともに、他施設との複合化を行う</b>		33,169㎡	187.5億円
その他教育施設	4,685㎡ <b>既存施設の有効活用や、施設規模の見直しとともに、効率的な施設管理運営を目指す</b>		937㎡	5.3億円
市営住宅	63,093㎡ <b>入居にあたっての募集要件や定員の適正化を行い、住宅供給量を見直すとともに、民間活力を導入する</b>		12,619㎡	71.3億円
産業系施設	11,697㎡ <b>施設のあり方を見直し、積極的に民間活力を導入する</b>		2,339㎡	13.2億円
公園	8,044㎡ <b>サービスの向上及び管理・運営の効率化を行う</b>		1,609㎡	9.1億円
医療施設	588㎡ <b>市内の病院との役割分担や診療所のあり方を検討した上で、より効率的な運営を進める</b>		118㎡	0.7億円
その他施設	6,384㎡ <b>老朽化する施設の更新にあたり必要性を精査する</b>		1,277㎡	7.2億円



# 施設分類別の今後のあり方

## 施設分類別の今後のあり方

施設分類	保有数量	取組の方向性	数値目標(40年計)	
			面積削減	財源確保
道路	2,049km	定期的な点検を実施し、利用状況や交通特性を踏まえ、 <b>補修などの工法や実施時期、対策箇所の優先順位を見直す</b>	—	224.0億円
インフラ施設				
橋りょう	741橋	定期的な点検を実施し、損傷が深刻化する前に、計画的に修繕を実施する <b>予防保全的な維持管理へ転換</b> することで長寿命化を図る	—	84.0億円
農道	35km	定期的な点検を実施し、利用状況や交通特性を踏まえ、 <b>更新などの優先順位を見直す</b>	—	24.0億円
林道	235km			
国保浅間総合病院	27,919㎡	病院改革プランに基づき、 <b>病床数や施設規模の適正化</b> を図るなど、長期的な健全経営を進める	—	—
下水道事業	29,284㎡	<b>未接続世帯の解消</b> を図るほか、生活廃水処理施設の <b>統廃合</b> を進め、経営戦略に基づき、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組む	—	—





# 取組推進に向けて

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	...	...	...	H68	
総合計画	佐久市第二次総合計画														
	前期基本計画							後期基本計画							
	次期総合計画・・・														
行政改革大綱	佐久市第三次行政改革大綱							次期行政改革大綱							.....
公共施設等総合管理計画 (基本方針、最適化推進方針)	基本方針														
	最適化推進方針(5年)							(10年)							中長期
	5年経過後に見直し														



# 取組推進に向けて

行政系施設		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	...	...	...	H68	
施設分類別の方向性 公共建築物	市民文化系施設	集会施設	日田支所の改築 → 計画的な修繕の実施、支所・出張所のあり方や適正な施設規模の検討 建替えなどに合わせ、施設規模を縮小（支所・出張所の統合または複合化）													
			文化施設	計画的な修繕の実施 改築・建替えなどに合わせ、近隣施設との統合、複合化などを順次実施												
	社会教育系施設	博物館等	近隣施設との統合や複合化及び民間活力の導入の検討 指定管理者制度の導入効果のモニタリングなど、効率的な維持管理・運営方法の検討 改修・建替えを見据え、利用状況などを踏まえた適正な施設規模の検討													
			図書館	指定管理者制度の導入など、民間活力の導入による管理・運営の効率化の検討 改築・建替えなどに合わせ、施設規模を適正化												
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	計画的な修繕の実施、民間活力の導入などによる利用向上策の検討 改築・建替えなどに合わせ、統廃合や他用途への転換を実施													
			レクリエーション施設・観光施設	図書館運営の委託など、民間活力の導入による管理・運営の効率化の検討 建替えなどに合わせ、統廃合や他用途への転換を実施												
		保健・福祉施設	障がい者福祉施設	計画的な修繕の実施、近隣施設との統合や複合化及び民営化などの検討 改築・建替えなどに合わせ、近隣施設との統合や複合化及び民営化などの実施												
				高齢者福祉施設	周辺の市町村との連携や隣接施設との一体的な管理などに向けた検討・実施 改築・建替えなどに合わせ、近隣施設との統合や複合化及び民営化などの実施											
			保健・福祉サービスの維持・向上、適正な施設規模の検討 民間活力の導入などによる管理・運営の効率化													
			計画的な修繕の実施、民間活力の導入などによる障がい者福祉サービスの維持・向上の検討 民間活力の導入などによる管理・運営の効率化													
		計画的な修繕の実施、民間活力の導入などによる高齢者福祉サービスの維持・向上の検討 民間活力の導入などによる管理・運営の効率化														



# 取組推進に向けて

		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	...	...	...	H68
施設分類別の方向性 公共建築物	子育て支援施設	2箇の統合 新たな制度への対応、統合などを含む入所定員の適正化の検討、実施													
		保育所	児童の放課後の居場所や遊び場の提供、子育てに関する相談・情報提供、働きながら子育てをする保護者の生活支援など、少子化対策に対応した子育て環境の検討・実施												
	幼児・児童施設	児童数の増加、小学校の新廃合を実施 長寿化計画の立案 児童・生徒数の状況に合わせた、施設規模の見直しや新廃合、他施設との複合化などの検討・推進													
	学校	長寿化計画に基づく、計画的な修繕・建替えなどの実施 計画的な設備機器などの修繕・更新の実施 施設の新廃合などを組み、給食提供方法の改善													
	学校教育系施設	長寿化計画に基づく 計画的な修繕などの実施 計画的な修繕・建替えなどの実施 見直し 住宅供給量の 見直し 建替えに合わせ、定員及び供給量の適正化 計画的な修繕・建替えなどの実施													
	その他教育施設	施設のあり方の見直し、民間活力導入などの検討・実施													
	市営住宅	市内の医療施設との役割分担や診療所のあり方の検討、効率的な運営などの実施													
	産業系施設	市民協働や民間活力の導入などによる管理・運営の効率化の検討・実施													
	医療施設(診療所)	計画的な修繕の実施、施設の必要性を精査													
	公園														
その他施設															



# 取組推進に向けて

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	...	...	...	H68
施設分類別の方向性	道路													
	日常的な維持管理及び定期点検の実施、補修などの工法や実施時期、対策箇所の優先順位を見直し、適切な維持管理の実施													
	橋りょう													
	日常的な維持管理及び橋りょう定期点検の実施、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な維持管理の実施													
インフラ施設	農道・林道													
	日常的な維持管理及び定期点検の実施、対策箇所の優先順位の検討、適切な維持管理の実施													
	病院改革プランの見直し、病床数や施設規模の適正化の検討													
公営企業	国保民間病院													
	経営戦略の見直し、未接続世帯の解消、生活排水処理施設の統廃合など、経営基盤の強化と財政マシメントの向上の取組実施													
下水道施設														

# 地方債関係資料

平成29年4月

自治財政局 地方債課



# 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

## 背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える
- ・一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

## 公共施設等総合管理計画の策定

(平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

## 公共施設等総合管理計画の内容

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

## 公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年10月1日現在の調査によれば、すべての都道府県、指定都市及び市区町村において策定予定であり、平成28年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.6%の団体において策定が完了する予定。

### 【取組の推進イメージ】



## 個別施設計画の策定

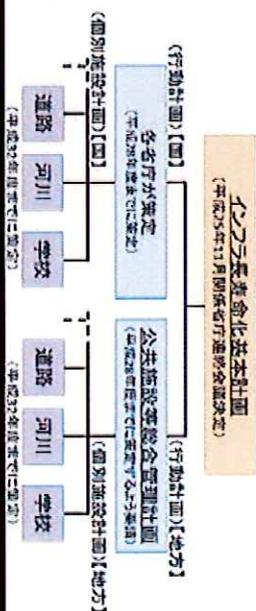
「インフラ長寿寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※平成32年度までに策定

## 個別施設計画の内容

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状況や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

- ※ 維持管理・更新等に係る対策
- 次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、
- 廃止・撤去、耐震化等

### 【インフラ長寿寿命化計画の体系】



## 公共施設等の適正管理の推進

### 背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

### 概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設最適化事業費 (2,000億円)  
(対象事業) ① 集約化・複合化事業、② 転用事業、③ 除却事業

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費 (3,500億円)

(対象事業)

- ① 集約化・複合化事業、② 転用事業、③ 除却事業
- ④ 長寿命化事業

【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

- 【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
- ⑤ 立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等(事業期間) 平成29年度～平成33年度(5年間)

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度(4年間)

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業により増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円充実に

## 公共施設等の適正管理に係る地方債措置

18

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債等を再編し、長寿命化対策、コンパクトシニアの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)に係る事業を追加するなど内容を拡充した「公共施設等適正管理推進事業債」を創設(地方財政計画における「公共施設等適正管理推進事業費」3,500億円に対応)。

### 公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで ※⑥は平成32年度まで)  
 ※①～⑥全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業が対象

#### ① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:50%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ② 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ③ 除却事業

充当率:90%  
 (現行75%)

#### ④ 長寿命化事業【新規】

〈対象事業〉【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業  
 【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※個別施設計画に位置付けられた事業が対象

#### ⑤ 立地適正化事業【新規】

〈対象事業〉コンパクトシニアの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業  
 〈充当率等〉充当率:90%、交付税算入率:30%  
 ※立地適正化計画に基づく事業が対象

#### ⑥ 市町村役場機能緊急保全【新規】

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等  
 〈充当率等〉充当率:90%(交付税措置対象分75%)、交付税算入率:30% ※地方債の充当率については、基金の活用が基本  
 ※個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものか対象

# 公共施設等の適正管理の推進のための財政措置

## (1) 公共施設最適化事業債(集約化・複合化事業)

### 【期間】

平成27年度からの3年間(※)  
 (※)平成29年度以降の措置については、  
 公共施設等適正管理推進事業債に衣替えの上、  
 平成33年度まで延長

### 【充当率等】

地方債充当率：90%  
 交付税算入率：50%

- ・ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
- ・ 広域連携により事業を実施する場合も対象

## (2) 地域活性化事業債(転用事業)

### 【期間】

平成27年度からの3年間(※)  
 (※)平成29年度以降の措置については、  
 公共施設等適正管理推進事業債に衣替え  
 の上、平成33年度まで延長

### 【充当率等】

地方債充当率：90%  
 交付税算入率：30%

- ・ 広域連携により事業を実施する場合も対象

## (3) 除却事業に係る地方債

### 【期間】

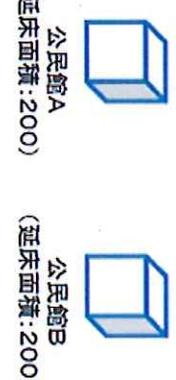
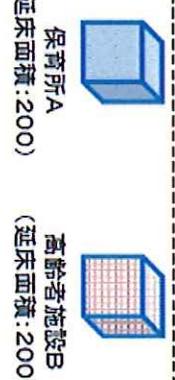
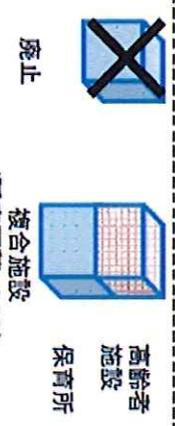
平成26年度以降当分の間(※)  
 (※)平成29年度以降の措置については、  
 公共施設等適正管理推進事業債に衣替え

### 【充当率】

地方債充当率：75%(※)  
 (資金手当)

(※)平成29年度以降は90%に引き上げ

## 【イメージ図】

	事業実施前	事業実施後	説明
集約化事業	 <p>公民館A (延床面積:200)      公民館B (延床面積:200)</p>	 <p>公民館 } 集約化後施設 (延床面積:350)  <del>公民館B</del> (廃止)</p>	<p>既存の同種の公共施設を統合し、                  一体の施設として整備する。</p>
複合化事業	 <p>保育所A (延床面積:200)      高齢者施設B (延床面積:200)</p>	 <p>複合施設 (延床面積:350)  <del>高齢者施設B</del> (廃止)                  保育所</p>	<p>既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。</p>
転用事業	 <p>学校A</p>	 <p>高齢者施設</p>	<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する。</p>

## 公共用建物の長寿命化対策について

20

○ 公共施設の計画的な管理を進める中で、維持管理・更新等にかかる財政負担を軽減・平準化するためには、既存の施設をできる限り長く活用する「長寿命化」を図ることが、施設の統廃合によるダウンサイジングや、他用途への転用による有効活用と並んで、有効な手段と考えられる。

○ 平成28年度末までに、ほとんどの自治体で公共施設等総合管理計画の策定が完了し、今後、個別の施設に係る事業が具体化していくと見込まれることを踏まえ、現行の公共施設の集約化・複合化事業や転用事業に加え、新たに公共施設の長寿命化改修についても、地方債措置を講じる。

### 【対象事業】

- ① 施設の使用目標年数を、法定耐用年数を超えて延伸させることを目的とする施設<sup>※1</sup>の改修事業<sup>※2</sup>  
(※1 施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)  
(※2 義務教育施設に対する大規模改造事業を除く。)
- ② 対象施設は公共用建物とし、公用建物・公営住宅等は対象外とする

### 【要件】

- ① 当該施設の管理に係る計画(個別施設計画)が定められ、法定耐用年数を超える使用目標年数が設定されていること
- ② 法定耐用年数を超えて使用するために必要な事業であることが個別施設計画に明らかになっていること
- ③ 原則として施設の床面積が増加しないこと  
(床面積増加を伴う施設改修の場合は、改修前の床面積相当で按分した事業費を起債対象事業費とする。)

【措置内容】 充当率 90% / 交付税算入率 30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで

## 社会基盤施設等の長寿命化事業について

○ 公共施設の計画的な管理を進める中で、社会基盤施設等の老朽化対策が課題となっていることを踏まえ、国庫補助事業を補完する地方単独事業について、地方財政措置を拡充する。

### 社会基盤施設(インフラ)

※いずれも適債事業に限る

#### 【対象事業】

- 道路
  - ・ 一般国道、都道府県道及び市町村道に係る老朽化対策(対象事業例)
    - ・ 舗装の表層に係る補修(切削、オーバーレイ、路上再生等)
    - ・ 小規模構造物(道路照明施設、道路標識、防護柵等)の補修・更新
  - 農業水利施設(水路・機場(ポンプ)、ため池等)
  - ・ 受益面積が概ね20ha未満(ため池については概ね2ha未満)の施設に係る老朽化対策

#### 【要件】

- ① 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ② 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【措置内容】 公共施設等適正管理推進事業債 充当率 90% / 交付税算入率 30%

【措置期間】 平成29年度から平成33年度まで

### 学校施設

【対象事業】 義務教育施設(小中学校、特別支援学校の小・中学部)に係る大規模改修事業※

※ 原則建築後15年程度を経過した施設に係る改修事業(事業費は原則2,000万円以上)

【措置内容】 学校施設等整備事業債 充当率75% / 交付税算入率 50% (現行:30%)

# 浅科支所複合施設整備事業について(案)

## 1 背景及び方針

【浅科支所庁舎の課題】  
現在の浅科支所庁舎は、建築後すでに47年が経過(昭和45年建築)し、老朽化が進む中、防災・災害対策の拠点としての耐震性の不安(バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化)への未対応など、様々な課題を抱えています。

### 【浅科市における公共施設等の総合管理】

市では、公共施設等の老朽化対策として、人口減少や財政状況などを考慮し、総合的かつ計画的に管理を進めることを目的として、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。この計画では公共建築物について、将来の更新費用を試算した結果、延べ床面積に関して、総量の約20%を削減する必要があるとしており、その実現のため、複合化などにより施設総量を適正化するための「量的な見直し」などの4つの基本的な考え方を示しました。

### 【浅科地区における公共施設の管理及び整備】

このような状況の中、今年度の市政懇談会において、浅科支所庁舎と同様の課題を抱えている浅科会館及び浅科福祉センターの「3つの公共施設」について、機能集約や複合化等を視野に入れた、施設整備についての検討」についての要望が出されました。こうした要望や各施設の現状等を踏まえて、住民の利便性及び管理運営の効率化等を考慮するとともに、総合支所的な機能の維持や生涯学習活動等の振興に資するための施設として、浅科支所等の施設整備について、基本方針を定めます。

## 2 浅科地区における公共施設の管理及び整備に関する基本方針

老朽化等の課題を有する、「浅科支所・浅科会館・浅科福祉センター」の3つの公共施設を、機能集約し複合施設として施設整備を進めます。

## 3 施設整備のイメージ



## 4 施設の必要性 (1)～(4)

### (1) 浅科支所庁舎等の現状と課題

#### ■浅科支所

概要				
建築年	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	運営
昭和45年	RC造3階	2,040.63	5,659.70	直営
□現状・課題				
・建築後47年が経過し、建物・設備等の老朽化の進行				
・旧耐震基準の建物である(市指定「緊急避難場所」)				
・バリアフリー化対応等への不備				

#### ■浅科会館

概要				
建築年	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	運営
昭和55年	RC造2階	628.96	1,152	直営
□現状・課題				
・建築後37年が経過し、建物・設備等の老朽化の進行				
・旧耐震基準の建物である(市指定「緊急避難場所」)				
・施設の狭小化				
・バリアフリー化対応等への不備				

平成27・28年度の市政懇談会において、改築についての要望

#### ■浅科福祉センター

概要				
建築年	構造	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	運営
昭和49年	RC造2階	1,004.75	2,456.99	浅科地区区長会
□現状・課題				
・建築後43年が経過し、建物・設備等の老朽化の進行				
・旧耐震基準の建物である				
・バリアフリー化対応等への不備				
・平成22年度事業仕分けにより、市の維持管理「不要」と判定				
・平成24年度から「浅科地区区長会」による管理運営(指定管理)				

### (2) 佐久市第二次総合計画「前期基本計画」(H29.3)

#### ■第2章第1節 公共施設

- ◎主な取組
- 公共施設の適正な更新と整備
- 公共施設の管理方法

### (3) 公共施設等総合管理計画 (H29.3)

#### ◎基本方針(4つの視点)

- ① 量的見直し(複合化などによる施設総量の適正化等)
- ② 質的見直し(長寿命化・耐震化の推進、維持管理の効率化等)
- ③ 費用負担の見直し(使用料の設定、受益者負担のあり方等)
- ④ 管理体制の見直し(適切な管理運営のための推進体制の構築等)

### (4) 区長会からの要望

#### ◎市政懇談会(H29.7)

●「3つの公共施設について、機能集約や複合化等を視野に入れた施設整備についての検討」についての要望

「浅科支所・浅科会館・浅科福祉センター」3施設の複合化

## 5 施設の位置

資料 No.5

□ 地方自治法第4条第2項の規定(地方公共団体事務所の位置等)・事務所の位置は、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情等について適当な考慮を払わなければならない。

- 浅科地区の中心部であり、交通等の利便性が良い場所
- 自然災害等によるリスクが低く、安全性に優れた(高い)場所
- 同一敷地内等において、事務所及び駐車場スペースなどの確保が可能なお場所

浅科支所の現在地及びその周辺を建設予定地とする

## 6 施設建設の整備方針

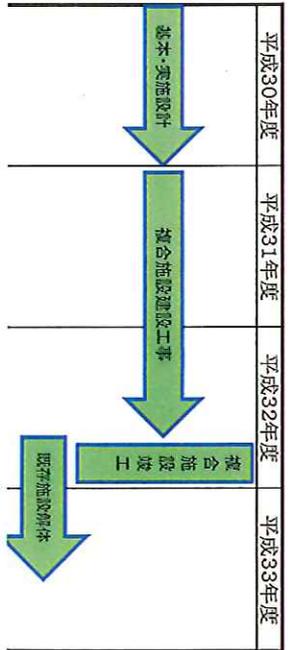
- 安心で安全な市民・利用者にやさしい施設
- バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等への配慮
- 地域活動や地域防災拠点として、役割を果たせる施設
- 住民のより所、防災拠点としての機能が図れる、高い耐震性を確保
- 環境にやさしい施設
- 太陽光発電等の導入により、維持管理費の節減や環境面に配慮

## 7 施設の想定規模

- (浅科支所)
- 国土交通省「新営一般庁舎面積」算定基準に定める標準面積を参考に、必要面積を算定
- (浅科会館・浅科福祉センター)
- 他の地区公民館との整合性及び利用状況等を考慮 (延床面積)

浅科支所機能	公民館・福祉センター機能
770㎡	1,000㎡

## 8 施設の建設スケジュール



## 回 覧

## 浅科支所複合施設整備に係る住民説明会の開催について

市では、公共施設等総合管理計画を策定し、将来における公共施設の総合的かつ計画的な更新及び管理を進めています。

浅科地区においては、老朽化等の課題を抱える浅科支所、浅科会館及び浅科福祉センターの3つの公共施設について、複合化等の検討を行っております。

つきましては、下記日程で住民説明会を開催しますので、ご都合の上、お近くの会場にお越しくください。

開催日	時 間	会 場
2月15日(木)	午後7時から	市役所浅科支所
2月19日(月)	午後7時から	浅科福祉センター
2月20日(火)	午後7時から	浅科会館

## 【問合せ先】

佐久市役所浅科支所  
総務税務係

電話：58-2001(代表)